

2022年3月31日

令和3年度ユマニテクライフデザイン専門学校 日本語学科 自己点検・評価報告書

日本語教育の告示基準（法務省入国管理局、平成28年7月22日策定）の第一条第一項第十八条に従い、当校日本語学科に関する自己点検・評価を行い、報告書を作成した。

尚、報告書の作成に当たり、点検・評価項目のリストは、日本語教育振興協会の「日本語教育機関のための自己点検・評価項目（改訂版）」（平成29年5月29日）に従った。

総括（達成状況）

令和4年3月には18名の卒業生を送り出し、進学希望者は全員が希望する進学先への進学を決めた。令和3年度課題として挙げていたCEFR-A2相当以上のレベルに該当する者が9割を超えることができたのは、教職員一丸となつての学生指導及び学生たち本人の努力による結果である。

また、業務改善により、評価Cを昨年度に比べ半分に減らすことができた。

更に、名古屋出入国管理局より引き続き適正校の認定をいただいた。今後も教職員一同気を引き締め、適正校にふさわしい学校運営を目指したい。

課題・改善計画

世界的な新型コロナウイルスの流行により、予定していた新入生を迎え入れることができず、昨年度以上に苦しい1年間となった。

4月以降も全体的に苦しい状況が続いてゆく可能性があるが、入国待機中の学生に向けたオンライン授業や、ICTを活用した授業ツールの工夫、きめ細やかな生活指導の実施により、できる限り学生たちが満足のできる教育環境を提供したい。

加えて、当校の建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」ことを念頭に、地域貢献・社会貢献にも尽力する。

自己点検・評価項目リスト

- 評価方法
- ・ A：「達成されている」あるいは「適合している」項目
 - ・ B：「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目
 - ・ C：「未達成」あるいは「適合していない」項目

1. 理念・教育目標		評価
1.1	〈理念・ミッション〉 豊かな人間性と確かな技術をもった人材を育成する。 多岐にわたる専門分野の学科を有する大橋学園ならではの特色・利点を活かした留学生教育を展開していく。	B
1.2	〈教育目標〉	B

	読む・書く・聞く・話すの4技能を基盤とし、日本文化・習慣に関する知識を身につけさせる。更に、全ての設置コースが日本での進学を目指す進学コースであるため、進学のための専門知識を習得させる。また、留学生が目標に向かって自主的に学習する態度を養えるよう、留学生自身の自立を促す。最終的には、周囲と日本語による円滑なコミュニケーションが図れる能力を持った留学生の育成を目指す。	
1.3	〈育成する人物像〉 外国人留学生が日本で生活する上で必要となる自主性、協調性、コミュニケーション能力を向上させ、多文化共生の精神に基づく豊かな人間性の人材を育成する。	B
1.4	理念、教育目標が社会の要請に合致していることを確認している。	B
1.5	理念・教育目標及び育成する人材像が、教職員及び学生に周知されている。	B

2. 学校運営		評価
2.1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	A
2.2	短期及び中長期の運営方針と経営目標が明確化され、教職員に周知されている。	B
2.3	管理運営の諸規程が整備され、規程に基づいた運営が行われている。	B
2.4	意思決定が組織的に行われ、かつ、効率的に機能している。	B
2.5	予算編成が適切に行われ、執行ルールが明確である。	A
2.6	外部からの情報収集が効率的に行われ、かつ、共有化する仕組みがある。	B
2.7	学生、入学志願者及び経費支弁者に対して、理解できる言語で情報提供を行っている。	A
2.8	授業や運営に関する学生からの相談、苦情等の担当者が特定され、適切に対処している。	A
2.9	業務の見直し及び効率的な運営の検討が定期的、かつ、組織的に行われている。	A

3. 教育活動の計画		評価
3.1	理念・教育目標に合致したコース設定をしている。	A
3.2	教育目標達成に向けたカリキュラムを体系的に編成している。	A
3.3	国内、又は国際的に認知されている熟達度の枠組みを参考にしてレベル設定をしている。	A
3.4	教育目標に合致した教材を選定している。	A
3.5	補助教材、生教材を使用する場合は出典を明らかにするとともに、著作権法に留意している。	B
3.6	教育内容及び教育方法について教員間で共通理解が得られている。	A
3.7	教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	B

4. 教育活動の実施		評価
4.1	授業開始までに学生の日本語能力を試験等により判定し、適切なクラス編成を行う	A

	ている。	
4.2	教員に対して、担当するクラスの学生の学習目的、編成試験の結果、学習歴その他指導に必要な情報を伝達している。	A
4.3	開示されたシラバスによって授業を行っている。	A
4.4	授業記録簿及び出席簿を備え、正確に記録している。	A
4.5	理解度・到達度の確認を実施期間中に適切に行っている。	A
4.6	学生の自己評価を把握している。	B
4.7	個別学習指導等の学習支援担当者が特定され、適切な指導・支援を行っている。	A
4.8	特定の支援を必要とする学習者に対して、その分野の専門家の助言を受けている。	C

5. 成績判定と授業評価		評価
5.1	判定基準及び判定方法が明確に定められ、適切に行われている。また判定基準と方法を開示している。	B
5.2	成績判定結果を的確に学生に伝えている。	A
5.3	判定基準及び判定方法の妥当性を定期的に検証している。	A
5.4	授業評価を定期的実施している。	A
5.5	評価体制、評価方法及び評価基準が適切である。	B
5.6	学生による授業評価を定期的実施している。	B
5.7	授業評価の結果が教育内容や方法の改善、教員の教育能力向上等の取組に反映されている。	B

6. 教育活動を担う教職員		評価
6.1	校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	B
6.2	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質を明示している。	B
6.3	教員及び職員の採用方法及び雇用条件を明文化している。	A
6.4	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。	A
6.5	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	B
6.6	教員及び職員の評価を適切に行っている。	B

7. 教育成果		評価
7.1	入学から修了・卒業までの学習成績を記録、保管し、適正に管理している。	A
7.2	修了・卒業の判定を適切に行っている。	A
7.3	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	A
7.4	卒業又は修了後の進路を把握している。	A
7.5	卒業生及び修了生の状況を把握するための取組を行い、進学先、就職先等での状況	A

	や社会的評価を把握している。	
--	----------------	--

8. 学生支援		評価
8.1	学生支援計画を策定し、支援体制を整備している。	B
8.2	生活指導責任者が特定され、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限を明確化している。また、これらの者を学生及び教職員に周知している。	B
8.3	日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。	A
8.4	留学生活に関するオリエンテーションを入学直後に実施し、また、在籍者全員を対象に定期的に実施している。	A
8.5	住居支援を行っている。	A
8.6	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	A
8.7	健康、衛生面について指導する体制を整えている。	A
8.8	対象となる学生全員が国民健康保険に加入し、併せて留学生保険に加入している。	A
8.9	重篤な疾病や傷害のあった場合の対応、及び感染症発生時の措置を定めている。	A
8.10	交通事故等の相談体制を整備している。	B
8.11	危機管理体制を整備している。	A
8.12	火災、地震、台風等の災害発生時の避難方法、避難経路、避難場所等を定め、避難訓練を定期的に実施している。	A
8.13	気象警報発令時の措置を定め、教職員及び学生に周知している。	A

9. 進路に関する支援		評価
9.1	進路指導担当者を特定している。	A
9.2	学生の希望する進路を把握している。	B
9.3	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	A
9.4	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	A

10. 入国・在留に関する指導及び支援		評価
10.1	入管事務担当者を特定し、その職務内容及び責任と権限を明確に定めている。	A
10.2	担当者は、研修受講等により最新、かつ、適切な情報取得を継続的に行っている。	A
10.3	地方出入国在留管理局により認められた申請等取次者を配置している。	A
10.4	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
10.5	在留に関する学生の最新情報を正確に把握している。	A
10.6	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	A
10.7	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	A

10.8	過去3年間、不法残留者、資格外活動違反者及び犯罪関与者を発生させていない。	A
------	---------------------------------------	---

11. 教育環境		評価
11.1	教室内は、十分な照度があり、換気がなされているとともに、語学教育を行うのに必要な遮音性が確保されている。	A
11.2	授業時間外に自習できる部屋を確保している。	A
11.3	教育内容及び学生数に応じた図書やメディアが整備され、常時利用可能である。	B
11.4	視聴覚教材や IT を利用した授業が可能な設備や教育機器を整備している。	A
11.5	教員及び職員の執務に必要なスペースを確保している。	A
11.6	同時に授業を受ける学生数に応じた数のトイレを設置している。	A
11.7	法令上必要な設備等を備えている。	A
11.8	廊下、階段等は、緊急時に危険のない形状である。	A
11.9	バリアフリー対策を施している。	B

12. 入学者の募集と選考		評価
12.1	理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	A
12.2	機関に属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A
12.3	教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報、求める学生像、及び応募資格と条件が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	A
12.4	海外の募集代理人（エージェント等）に最新、かつ、正確な情報提供を行うとともに、その募集活動が適切に行われていることを把握している。	B
12.5	入学選考基準及び方法が明確化され、適切な体制で入学選考を行っている。	A
12.6	学生情報を正確に把握し、提出された根拠資料等により確認を行っている。不法残留者を多く発生させている国からの志願者については、学校関係者（職員等）が面接などの調査を行うよう努めている。	A
12.7	入学志願者の学習能力、勉学意欲、日本語能力等を確認するとともに、受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	A
12.8	入学検定料、入学金、授業料、その他納付金の金額及び納付時期、並びに学費以外に入学後必要になる費用が明示されている。	A
12.9	関係諸法令に基づいた学費返還規定が定められ、公開されている。	A

13. 財務		評価
13.1	財務状況は、中期的に安定している。	B
13.2	予算・収支計画の有効性及び妥当性が保たれている。	A
13.3	適正な会計監査が実施されている。	A

14. 法令遵守		評価
14.1	法令遵守に関する担当者を特定している。	B
14.2	教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。	B
14.3	個人情報保護のための対策をとっている。	B
14.4	地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、日振協等への届出、報告を遅滞なく行っている。	B

15. 地域貢献・社会貢献		評価
15.1	日本語教育機関の資源・施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っている。	B
15.2	学生ボランティア活動への支援を行っている。	C
15.3	公開講座等を実施している。	C

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日： 2021 年 7 月 20 日

日本語教育機関名： ユマニテクライフデザイン専門学校

設置者名： 学校法人 みえ大橋学園



課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号：大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	100.0%
課程修了者数(※1, ※2) ①	28
基準該当者合計数(実人数) ②	28

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	0
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が，その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

		2年コース	1年6か月コース	-	-
※該当する要件が二以上ある生徒は，a～cのそれぞれに計上可。ただし，「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため，当該生徒について重複を除き，一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。	1	27		
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数	0	0		
	c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	1	16		

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については，CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

学校ホームページにて掲載予定
<https://www.humanitec-ld.jp/>